

広報 あいづばんげ

4

2016 No.620

CONTENTS ~今月の内容~

表紙「ありがとう ころをこめて」

- | | |
|--------------------------------|-------------------|
| 2 路線バスでお出かけしませんか？ | 10 食育だより |
| 3 路線バス運行経路が変わりました | 11 まちの話題 |
| 4 下水道への接続をお願いします | 15 お知らせ版インフォメーション |
| 6 平成28年度介護予防事業のご案内 | 22 健康づくり・すこやか |
| 7 入園前のお子さん幼稚園に遊びに来てね♪ | 23 4月の保健ガイド・戸籍の窓口 |
| 8 図書室だより・町史編さんだより | 24 八幡コミセン つるし雛まつり |
| 9 男女共同参画社会の実現を目指して・5月25日はバンビデー | |

AR マークで動画配信中！

ARのある写真にスマートフォン等をかざすと関連した動画が視聴できます。
ダウンロードおよび視聴方法はQRコードまたは、町ホームページで「AR」と検索！ QRコード



路線バスでお出かけしませんか？

町は社会実験事業として、65歳以上の方または運転免許証を自主返納した方へ、路線バスの乗車券を補助しています。補助を受けるには申請が必要です。

また、申請された方へは会員証を交付し、町内協賛店舗にて各種サービスが受けられます。

▼事業目的

高齢者の交通事故防止のため、運転免許証が返納されやすい環境づくりと、路線バスの利用しやすい運行体系の整備などを目的としています。



▼補助内容

区分	対象者	補助内容
①	町内在住で運転免許証を自主返納した方	年間一律 6,250 円分の普通回数券
②	町内在住の65歳以上の方	年間24枚のエコノミー回数券
③	町・地区コミュニティセンターなどが主催する事業の参加者	居住地最寄りのバス停から、事業開催地最寄りのバス停までの2枚のエコノミー回数券

※普通回数券とは、会津乗合自動車(株)が発行する区間指定、有効期限のない乗車券。

※エコノミー回数券とは、会津乗合自動車(株)が発行する区間指定があり、有効期限が発行した日から1年間の片道乗車券。

▼申請方法

区分	対象者	申請方法
①	運転免許証を自主返納した方	<ul style="list-style-type: none">・新たに自主返納される方 返納手続きの際に、警察署の窓口で申請できます。・すでに自主返納された方 警察署が発行する「申請による運転免許の取消通知書」または「運転経歴証明書」の写しを添えて町に申請してください。
②	65歳以上の方	役場にある申請書に必要事項を記入し、身分証明書の写しを添えて町に申請してください。
③	事業の参加者	事業主催者にお問い合わせください。

▼申請期間

4月8日(金)～



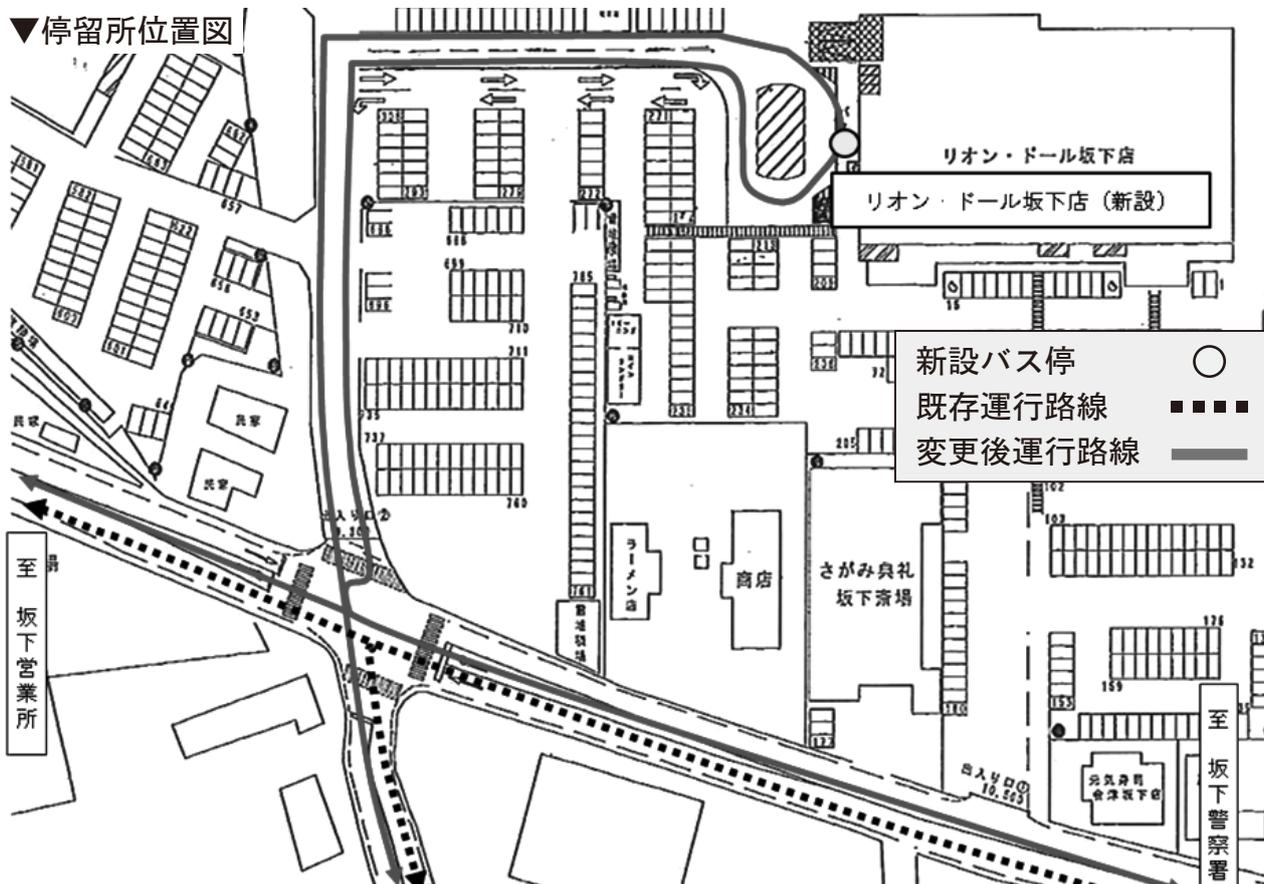
【申し込み・問い合わせ先】

政策財務課 政策企画班 ☎ 84-1504



路線バス運行経路が変わりました

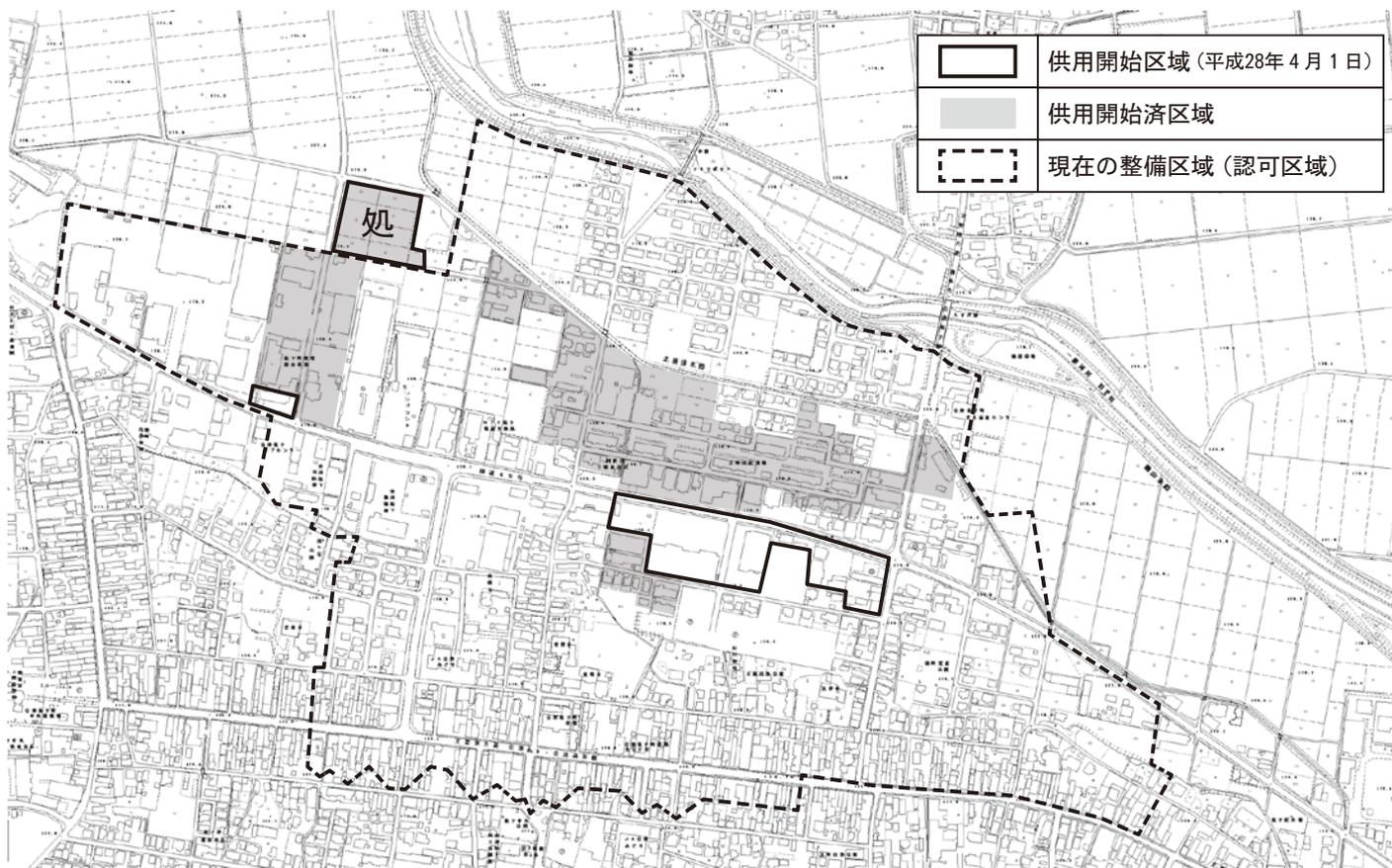
4月1日（金）から、路線バス利用者の利便性の向上と交通手段確保のため、リオン・ドール坂下店に停留所を新設し、ルート変更・バス時刻の変更を行いました。詳しくは会津坂下町ホームページまたは会津バスホームページをご確認のうえ、お間違いの無いようにご乗車ください。



変更路線	方面	リオン・ドール坂下店停留所を経由する時間帯
杉山線	上り	8：47 杉山発～17：17 杉山発まで
	下り	8：10 坂下営業所発～18：10 坂下営業所発まで
袋原線	上り	12：27 袋原発～17：12 袋原発まで
	下り	11：50 坂下営業所発～18：10 坂下営業所発まで
御池田線	循環	12：30 坂下営業所発～18：15 坂下営業所発まで
海老沢線	循環	12：30 坂下営業所発～18：15 坂下営業所発まで
勝方線	循環	12：35 坂下営業所発～18：20 坂下営業所発まで
五ノ併線	循環	12：35 坂下営業所発～18：20 坂下営業所発まで
柳津線	上り	8：20 柳津ふれあい館発～17：00 柳津ふれあい館発まで
	下り	10：20 坂下営業所発～18：10 坂下営業所発まで
坂下・医療センター線	上り	9：30 坂下営業所発～13：00 坂下営業所発まで
	下り	8：45 会津医療センター発～14：10 会津医療センター発まで

【問い合わせ先】 政策財務課 政策企画班 ☎ 84-1504
 会津乗合自動車(株)坂下営業所 ☎ 83-0979

【坂下中央処理区 供用開始区域図】



合併処理浄化槽設置整備事業補助金

合併処理浄化槽を設置される方に対し、平成28年度予算の範囲内で補助金を交付します。

▼対象とならない区域

- 公共下水道認可区域(下水道整備が当分見込まれない場合は除く)
- 農業集落排水施設整備事業実施区域

▼補助対象の要件

- 単独処理浄化槽およびくみ取り便槽からの転換
- 住宅用途の浄化槽（併用住宅は、住宅部分の延床面積が1／2以上のものに限る）

▼平成28年度合併処理浄化槽補助金交付額

【増改築する場合】

建物の延面積	浄化槽の規模	金額
130㎡以下	5人槽	352,000円
130㎡を超える	7人槽	441,000円
2世帯住宅	10人槽	588,000円

【新築および更地にする場合】

建物の延面積	浄化槽の規模	金額
130㎡以下	5人槽	177,000円
130㎡を超える	7人槽	220,000円
2世帯住宅	10人槽	294,000円

▼単独処理浄化槽およびくみ取り便槽撤去費用

単独処理浄化槽、くみ取り便槽撤去費用の補助については、上記の本体工事費に上乗せしての交付となります。

○切り替えの要件

単独処理浄化槽からの切り替え	45,000円
くみ取り便槽からの切り替え	30,000円

※要件により該当しない場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】 建設課 上下水道班 ☎ 84-1531

下水道(公共下水道・農業集落排水施設) への接続をお願いします

町は、生活環境の改善および公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業および農業集落排水施設整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業を行っています。

公共下水道、農業集落排水施設の供用開始区域内にお住まいのみなさまは、下水道の役割をご理解いただき、早期の接続をお願いします。

公共下水道事業は、現在坂下東処理区および坂下中央処理区の管渠整備を実施しています。下記の区域について4月より供用開始となります。

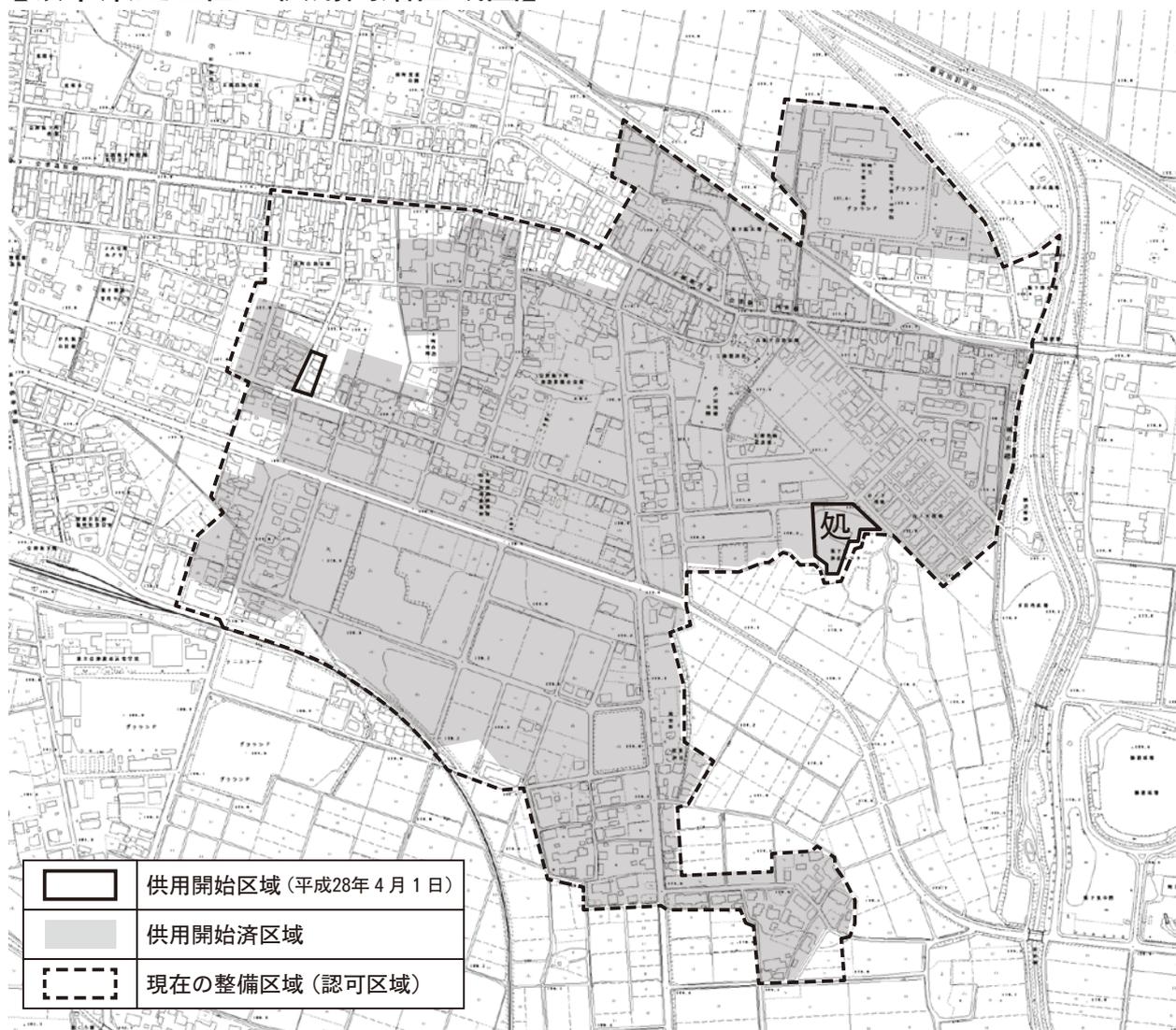
【坂下東処理区】(下図)

新たに字小川原甲の一部が供用開始となります。

【坂下中央処理区】(右図)

新たに字館ノ下および字古町川尻の一部が供用開始となります。

【坂下東処理区 供用開始区域図】



◎下水道への接続(排水設備工事)は町の公認指定業者へ

町は、排水設備を安心して設置していただけるよう「会津坂下町排水設備工事指定業者制度」を定めています。指定業者は、法律や条令で定められている基準に合った排水設備を設置するために必要な技術を習得しているとともに、工事に必要な書類の作成や諸手続きについて申請者をサポートしており、町が指導と監督を行っています。